

分収林長期経営計画（経営改革プラン）

計画期間：令和4年度から令和67年度

令和4年6月

公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構

目次

はじめに

I 分収林長期経営計画の策定について

- 1 (旧) 山形県林業公社の目的と果たしてきた役割
 - (1) (旧) 山形県林業公社設立の背景
 - (2) 林業公社の役割
 - (3) やまがた森林と緑の推進機構として体制強化
- 2 これまでの経営改革の取り組み
 - (1) 「財団法人山形県林業公社経営検討会報告書」の策定
 - (2) 県の追加支援措置とその後の検証
- 3 今後の経営改善の取り組み
- 4 計画期間

II 分収林経営の現状と課題

- 1 やまがた森林と緑の推進機構の概要（分収林経営部門）
 - (1) 設立の経緯と構成（令和3年3月現在）
 - (2) 組織体制（分収林経営部門）
- 2 分収林の仕組み
- 3 分収林の現状（令和3年3月現在）
 - (1) 契約別面積
 - (2) 契約者別面積
 - (3) 樹種別・齢級別面積
- 4 森林整備の推進
 - (1) 施業体系
 - (2) 森林整備事業・補助金の推移
 - (3) 企業助成金による森林整備
 - (4) 木材生産
 - (5) その他受託事業
- 5 財務状況
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 債務の状況
 - (3) 長期収支見通し
 - (4) 経営改善策の実施状況

Ⅲ 基本方針及び重点事項

【基本方針】

【重点事項】

- 1 森林整備の推進
- 2 県産木材の持続的・安定的供給
- 3 組織体制の充実
- 4 健全な分収林経営（経営改善の継続・拡充）

Ⅳ 具体的な取組み

- 1 森林整備の推進
 - （１）長伐期施業による公益的機能の持続的発揮
 - （２）計画的な森林整備の推進
- 2 県産木材の持続的・安定的供給
 - （１）間伐材の安定生産・販売
 - （２）伐採材積の平準化
 - （３）事業効率化
 - （４）有利販売の推進
 - （５）バイオマス材等積極的販売
 - （６）安定的な受託事業者の確保
 - （７）ＩＣＴ技術を活用したスマート林業の推進
 - （８）木材生産コスト低減のための路網整備
- 3 組織体制の充実
 - （１）木材生産規模に合った職員数の確保
 - （２）森林・林業技術の向上と技術者の育成
- 4 健全な分収林経営（経営改善の継続・拡充）
 - （１）分収林契約の変更協議の継続実施（契約期間延長及び分収割合変更）
 - （２）国庫補助事業活用による経営改善
 - （３）公庫借入金の継続及び支払利息の低減
 - （４）伐採収入に見合った借入金返済計画の検討
 - （５）事業年度及び県長期借入金の償還期間短縮累積債務の解消
 - （６）企業助成金等による森林整備
 - （７）受託事業の実施
 - （８）分収林事業の情報公開

Ⅴ 事業計画（Ｒ４～Ｒ１３）

Ⅵ 長期収支の試算

- 1 長期収支
 - （１）試算期間
 - （２）試算の考え方
 - （３）長期収支試算結果と項目
 - （４）長期収支の課題と着実な経営改革に向けて

はじめに

平成 14 年度に山形県は、県及び関係林業団体で構成する「財団法人山形県林業公社経営検討会」を設置し、財団法人山形県林業公社の抜本的経営改革を目指して『財団法人山形県林業公社経営検討会報告書』（以下「経営検討会報告書」という。）を策定した。これを受けて、山形県林業公社は、この経営検討会報告書に即して経営改善策を実施し、事業の効率化や経費の削減に努めてきた。

また、その後の県の追加支援措置を得ながら分収林経営の安定化に努めるとともに、引続き不断の見直しを図りながら経営健全化に取り組んでいるところである。

しかしながら、経営検討会報告書策定から 19 年が経過した現在において、①経営検討会報告書を策定した時点では、令和 5 年度で国庫補助事業を活用した森林整備事業を終了し、次年度以降については、間伐や主伐の立木販売による収入を基に経営を継続する事業計画としていたが、平成 14 年度の国庫補助事業の体系が大きく変わり、搬出間伐などが補助対象になったこと、②間伐材（小・中径木）の需要形態が当初想定した柱材等（A 材）から合板・集成材等（B・C 材）に変化したこと、③森林作業道等の基盤整備がまだ充分でないことなどから、令和 6 年度以降想定していた間伐材の立木販売は非常に厳しいこと、④分収林契約の満了時（90 年）に合わせた主伐を実施すると、年間木材生産量の大幅な増大により事業実施の困難性が見込まれることなど、経営検討会報告書を策定した時点では想定しえなかった諸課題が数多く生じており、経営検討会報告書の適切な見直しなしには、債務の償還に向けての財源確保や県産木材の安定供給にも支障をきたす内容となっている。

このため、現時点において、経営検討会報告書の事業計画について、現在の森林・林業の情勢を踏まえた見直しを行い、今後の分収林経営の基本方針と重点事項を定めた「分収林長期経営計画（経営改革プラン）」の策定により、県の指導のもと、より一層の経営改善に取り組み、将来にわたり健全で安定した分収林経営を目指すものである。

I 分収林長期経営計画の策定について

1 (旧) 山形県林業公社の目的と果たしてきた役割

(1) (旧) 山形県林業公社設立の背景

- ・戦後の高度経済成長による急激な木材需要を担うため、国は、木材輸入の自由化を図るとともに、広葉樹林を伐採しパルプ原料等として活用し、跡地にスギやヒノキを植林して国産材資源を造成する拡大造林政策を全国的に推進した。
- ・昭和 33 年の「分収林特別措置法」の制定により、分収方式による森林造成が奨励され、農林漁業金融公庫（後に、日本政策金融公庫）から積極的な資金援助がなされることになった。
- ・拡大造林の推進主体として全国で 44 の森林整備法人が創設され、財団法人山形県林業公社（以下「林業公社」という。）も、条件不利地等での森林造成を促進すべく昭和 42 年 4 月に山形県が 100%出資して創設された。

※ 林業公社の目的（(旧) 山形県林業公社定款）

この法人は、山形県における森林の適切な維持管理を通じて水源のかん養、県土の保全等、森林の公益的機能の高度発揮により県民の生活環境の保全を図るとともに、森林資源の保続培養による県民生活に必要な木材の安定供給を図ることと併せ、林業生産性の向上、林業労働環境及び雇用の改善に取り組む等、地域林業及び農山村経済の振興に寄与することを目的とする。

(2) 林業公社の役割

- ・林業公社は、設立以来、平成 12 年度まで土地所有者の協力を得ながら、植林が困難な奥山を中心に、民有人工林の 13%に当たる約 1 万 6 千 ha の森林を造成するとともに、下刈り、除間伐等適切な森林整備に努め、県産木材資源の培養を行ってきた。
- ・長伐期非皆伐施業により森林の適正な整備を行い、水源かん養や県土の保全等森林の公益的機能の維持増進により、県民の生活環境の保全に努めており、その効果額は年間平均約 12 億円（平成 28～令和元年）に相当する（日本学術会議による手法を準用、令和 2 年度試算）。
- ・林業公社の森林整備事業は、森林組合や林業事業体の主要な事業として、県内の山村地域に安定した雇用を提供し、山村経済の活性化に大きく貢献してきた。
- ・造成された資源は、現在、搬出間伐の実施により年間 1 万 m³以上の木材を県内の集成材工場や木質バイオマス発電等に供給しており、今後も県産木材の安定的な供給源としての役割が期待されている。
- ・新たな林業技術の導入に積極的に取り組むとともに、林業事業体を対象とした独自の研修会を開催し、林業技術の普及や事業の効率化など県内林業の振興を図ってきた。

- ・ 県の「やまがた絆の森づくり」に参画し、分収林における企業の森づくり体験活動を支援するとともに、企業からの助成金により分収林の森林整備を進め、山形県 CO₂ 吸収量認証制度を活用して、企業の環境保全活動・SDGs の取り組みに貢献している。
- ・ 分収林の経営や森林整備の状況、森づくり活動の内容等をまとめた情報誌を土地所有者等に配布し、分収林事業への理解を促進するとともに、ホームページで広く県民に情報公開している。
- ・ 平成 25 年度に、公益財団法人として県の認定を受けている。

(3) やまがた森林と緑の推進機構として体制強化

- ・ 林業公社は、県が推進する「やまがた森林ノミクス」の加速化に取り組む推進母体としての役割を持つ新たな体制を築くため、令和 3 年 4 月 1 日に「公益財団法人山形県みどり推進機構」と合併し、「公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構」（以下「推進機構」という。）に名称を変更して新たなスタートをきった。
- ・ これまで蓄積された技術やノウハウを生かしながら、県内の森林・林業のさらなる発展のため、県や関係団体と連携して、市町村や林業事業体、森づくりに取り組む県民などの幅広いニーズに積極的に対応している。

2 これまでの経営改革の取り組み

(1) 「財団法人山形県林業公社経営検討会報告書」の策定

- ・ 平成 13 年度：県行政改革・危機管理対策特別委員会により実施された、公社等に対する県の包括外部監査において、林業公社は分収林事業が終了する時点において多額(635 億 53 百万円)の未償還債務が発生するとの指摘を受けた。
- ・ 平成 14 年度：林業公社経営検討会を設置して経営改善策を検討し、平成 15 年 3 月に経営検討会報告書を取りまとめた。
- ・ 具体的な経営改善策として、①分収林事業の保育基準及び施業工程の見直しによる経費の節減、②公社組織の簡素化及び効率化、③長伐期施業による施業転換資金の導入や分収率の見直し、④県長期貸付金の利率引下げなど県の支援策等により、分収造林契約終了時（平成 31 年度）までの長期収支見通しで、総額 425 億 40 百万円の節減を図ることとした。
- ・ 平成 15 年度：土地所有者と契約期間の延長協議（70 年間から 90 年間）を開始した。

(2) 県の追加支援措置とその後の検証

- ・平成 17 年度：県の追加支援措置として、市中銀行資金による公庫高利率借入金の繰上げ償還、及び県長期貸付金の無利子化などが施行され、経営改善が加速化した。
- ・平成 18 年度：県の「やまがた集中行革プラン」により、林業公社等の存続の可否や統合を含めた検討がなされ、経営改革の着実な実施を前提として「継続」とされた。
- ・平成 20 年度：林野庁は、「林業公社の経営対策等に関する検討会」を設置して経営改革の方向を示し、各県の林業公社に「改革プラン」の策定と実行を求めた。本県では、県行政改革課の「公社等見直し計画」に基づいて、林業公社が毎年度長期収支見通しを作成し、経営状況の検証と確認を受けることになった。また、長期収支見通しについては、5 年ごとに理事会に報告し、ホームページで公開している。
- ・平成 22 年度：林業公社は、県みどり推進機構との役員の兼務化や事務所の共用化による経費の削減、林業労働力確保支援センターの所管替え等の経費の削減を図った。また、県の包括外部監査が実施され、分収割合変更の計画的な推進が求められ、方法等を検討した。
- ・平成 25 年度：分収割合の変更協議（公社：契約者 6：4→7：3）を開始した。
- ・平成 28 年度：山形県行政支出点検・行政改革推進委員会による検証において、不断の見直しの徹底を条件に再度「存続」と判断された。
- ・令和元年度：行政改革課から木材価格の変動、資金収支等について、指導があり、林業情勢を踏まえて検討した。
- ・令和 3 年度：経営検討会報告書及びその後追加した経営改善策の着実な実施により、令和 72 年度の分収造林契約終了時には、長期収支をプラス（20,258 千円：令和 4 年度予算要求時）と見込み、引続き分収林経営の健全化に取り組んでいる。

3 今後の経営改善の取組み

経営検討会報告書策定から 19 年が経過し、森林・林業情勢や分収林経営を巡る環境が大きく変化したため、今後の安定した分収林経営と効果的・効率的な経営改善に向けて「分収林長期経営計画（経営改革プラン）」を策定する。

4 計画期間

分収林長期経営計画の計画期間は、令和 4 年度～令和 67 年度までとする。

分収林長期経営計画は、長期にわたるため、今後の社会情勢・林業情勢等の変化を鑑みて、10 年ごとに改定を行うものとする（森林整備等の事業計画については、5 年後に見直しを行う）。

Ⅱ 分収林経営の現状と課題

1 やまがた森林と緑の推進機構の概要（分収林経営部門）

（１）設立の経緯と役職員構成（令和３年度現在）

設 立：令和３年４月１日（（旧）山形県林業公社から名称変更）

公益認定：令和３年３月２２日（（旧）山形県林業公社）

基本財産：10,000千円（公社）

理 事：７名 理事長（学識経験者）、専務理事（学識経験者）

理事 前金山町森林組合長 県住宅供給公社専務理事

県環境エネルギー部長 県農林水産部長 県木材産業協同組合理事長

監 事：２名 （一社）県林業コンサルタント理事長 県農政企画課長

評 議 員：13名 県みどり自然課長 県森林ノミクス推進課長

県森林組合連合会会長、県森林ノ整備事業協同組合理事長

県市長会事務局長 県町村会事務局長 （一財）田沢自彊会理事長

「緑の募金」運営協議会会長 （株）シェルター会長

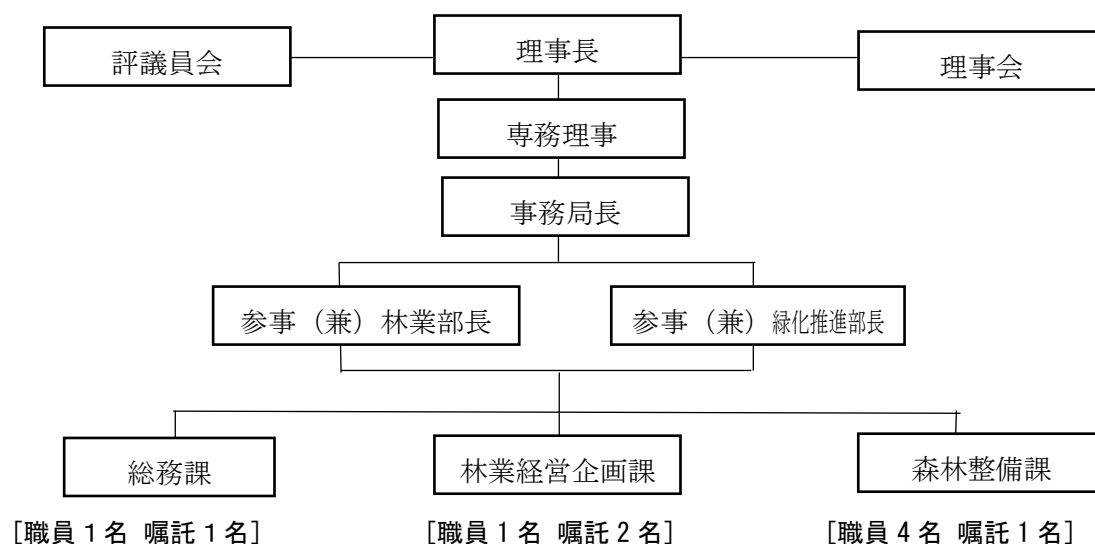
（株）庄司製材代表取締役 （株）本間利雄設計事務所社長

山形県緑の少年団連盟会長 県私立幼稚園・認定こども園協会理事

会計監査人：１名 公認会計士

職 員：10名 正職員６名、嘱託４名

（２）組織体制（分収林経営部門）

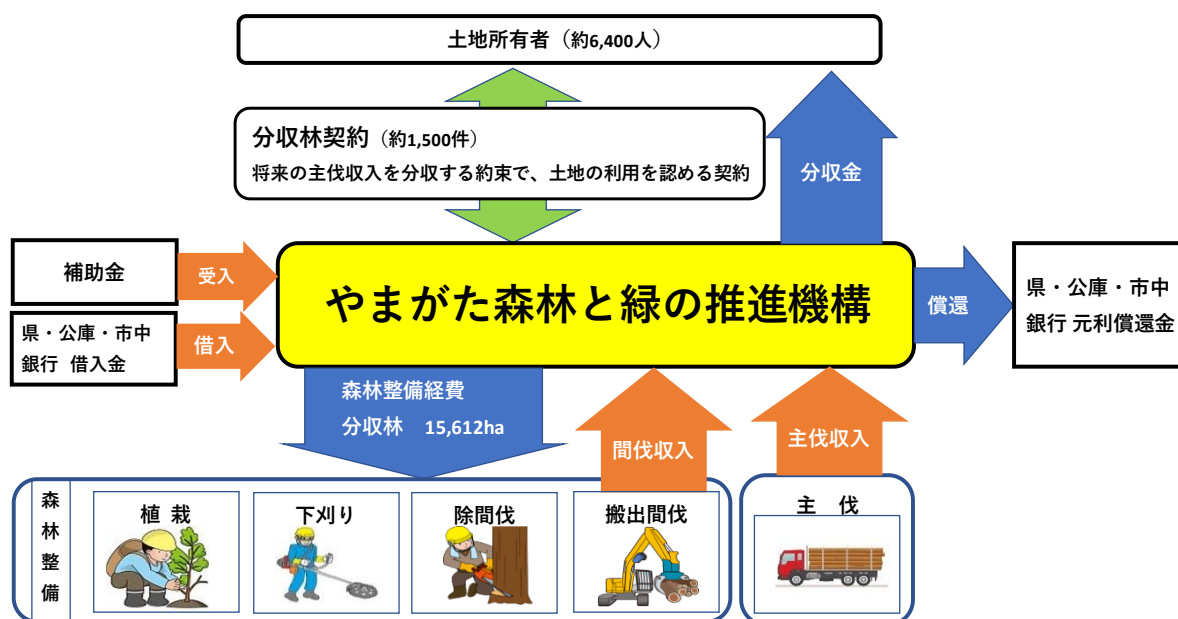


【課題】

- ・本格的な利用伐期を迎え事業量の拡大が見込まれる中で、適正な森林整備と併せて、効率的な分収林経営のため、事業量に見合った技術職員及び嘱託職員等の配置と、ICT技術を活用した効率的な業務体制を構築する必要がある。
- ・事業の高度化、専門化により、各種技術資格の取得や森林・林業施策、ICT技術などに精通した人材の育成・確保が必要である。

2 分収林の仕組み

- ・分収林は、「分収林特別措置法」（昭和 33 年制定）に基づき、土地所有者と林業公社（推進機構）が契約を締結し、林業公社が森林を造成、適切に保育し、伐採収益を分収割合に基づいて分配するものである。
- ・森林整備の事業費に国・県からの補助金を充て、残分を日本政策金融公庫（以下、「公庫」という。）や県、市中銀行からの長期借入金で賄っている。このため、主伐時には収益から土地所有者への分収金を差し引き、残額を公庫等への償還金に充てることとなる。



【課題】

- ・木材価格は、国際市場の動向に大きく左右されることから、林業公社が分収方式による森林造成を始めた時点に比較して、現在の価格は約 1/3 以下と大幅に下落しており、本格的な主伐期を迎えるまでの間伐で収益を確保し、経営を安定化させることは、困難な状況にある。

3 分収林の現状（令和 3 年 3 月現在）

（1）契約別面積

- ・分収林面積は県内民有林の 5% であり、人工林では民有人工林の 13% を占めている。

区分	件数	林地数	面積(ha)	備考
分収造林	1,472	959	15,369	
分収育林	24	19	243	
計	1,496	978	15,612	民有人工林13%

（参考）

民有林（h a）	
面積	316,158
人工林	124,740

【課題】

- ・所有規模が大きいため、適切に管理する必要がある。

(2) 契約者別面積

共有・個人有林の割合が全体の件数で65%、面積で54%を占めている。

区分	市町村	財産区	共有	森林組合	個人	その他	計
分収造林	150	108	117	98	850	149	1,472
	2,197	1,529	1,485	1,650	6,886	1,622	15,369
分収育林	1	2		1	11	9	24
	3	73		10	57	100	243
合計	151	110	117	99	861	158	1,496
	2,200	1,602	1,485	1,660	6,943	1,722	15,612

上段：契約件数、下段：面積(ha)

※ 森林組合には生産森林組合を含む。その他は寺社、企業、その他団体等

【課題】

- ・土地所有者の林業経営意欲の低下により、特に共有・個人有林については、相続
手続未了林地が見受けられる。
- ・集落管理の市町村有林や共有林では、関係者の不在村化により意見集約が困難な
事例もあり、事業の実施や契約変更上の支障となる場合もある。

(3) 樹種別・齢級別面積

①樹種別面積

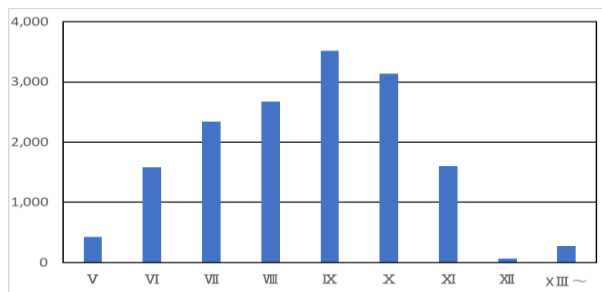
スギが94%を占めている。

樹種	スギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	広葉樹	計
面積(ha)	14,627	796	5	30	155	15,612

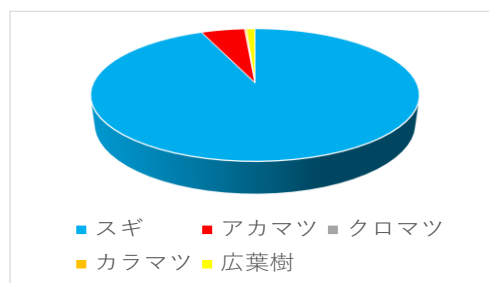
②齢級別面積

9 齢級の林分が最も多く、全体の 23%を占めており、また、9 齢級以下の林分
は68%となってる。

齢 級	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII～	計
林齢(年生)	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56～60	61～65	
計	422	1,584	2,339	2,674	3,521	3,135	1,606	62	269	15,612



齢級別面積



樹種別構成

【課題】

- ・9 齢級を主体としたスギ林分について、適切な間伐の推進と間伐材の安定的な生
産及び収益の確保が必要である。

4 森林整備の推進

(1) 施業体系

- これまで、植栽地の土壌や地形、積雪等の条件により、造林木の成長を3つの生育区分に判別し、優良大径材生産、並材生産、混交林化などそれぞれの生産目標に応じた施業体系を定めてきた。
- 現地の林分の生育状況に応じて、適切に下刈りから除伐、複数回の保育間伐と初回の利用間伐の施業を行ってきた。

区分	土壌	生産目標	施業内容	年齢級										回数	面積比率
				I	II	III	IV	V	VIII	IX	XIII	XVI	XVIII		
長伐 生産 施業	Be・Bf 崩積土 水積土	優良 大径材 生産	下刈り	→										6	約2割
			除伐			○								1	
			保育間伐				→							2	
			利用間伐							→				4	
			主伐										○	1	
長伐 標準 施業	Bd・ Bd(d) 匍行土 崩積土	並材 生産	下刈り	→										6	約5割
			除伐			○								1	
			保育間伐				→							2	
			利用間伐							→				4	
			主伐										○	1	
育成 重点 施業	Ba～Bc 残積土	混交林化	下刈り	→										6	約3割
			除伐			○								1	
			保育間伐				→							3	
			利用間伐								○			1	
			主伐										○	1	

＊表中の「利用間伐」は、施業体系作成時の表記で間伐による木材生産を示したもので、現在は「搬出間伐」と表現している。

【課題】

- 平成25～29年度に実施した全林地の生育状況調査の結果、当初の想定より成長の悪い林分が一部見られ、効率的に経営を進めるため、生育区分を従来の3区分から4区分として見直す必要がある。
- 生育状況調査の結果、現地の密度が低位な林分が多いことから、今後の間伐回数について減じる検討が必要である。
- 長期にわたり公益的機能の維持増進、主伐後の公益的機能の急激な低下を回避するため、段階的な針広混交林化・広葉樹林化が必要である。
- 生育区分を4区分として、搬出間伐の実施回数や時期、新たな施業種（更新伐＊）の実施などを勘案した新たな施業体系の検討が必要である。

＊更新伐（人工林整理伐）：人工林において天然更新を図り針広混交林化・広葉樹林化を促進することを目的として、ある程度のまとまった面積の主林木を伐採すること。

(2) 森林整備事業・補助金の推移

- ・森林整備事業は、除伐・保育間伐事業から搬出間伐・森林作業道開設事業の木材生産に係る事業へとシフトしており、国庫補助金については従来の公共事業に加えて、木材生産のための非公共事業（ＴＰＰ対策等に伴う経済対策）も活用している。

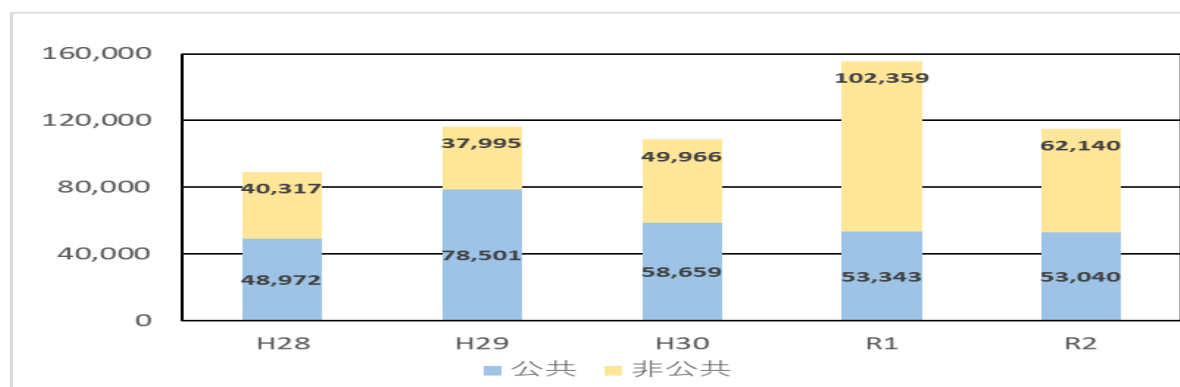
①森林整備事業

事業種	単位	H28	H29	H30	R1	R2
除 伐	(ha)	44.36	45.36	13.55	38.18	0.00
保育間伐	(ha)	61.56	93.63	35.76	36.11	6.13
搬出間伐	(ha)	176.35	201.51	191.17	265.47	217.11
森林作業道	(m)	13,580	16,670	17,357	27,359	18,444
合 計	(千円)	143,446	169,391	169,045	214,763	156,419

②補助金

単位 千円

年度	H28	H29	H30	R1	R2
公共	48,972	78,501	58,659	53,343	53,040
非公共	40,317	37,995	49,966	102,359	62,140
計	89,289	116,496	108,625	155,702	115,180



公共：森林環境保全直接支援事業、非公共：TPP・EPA 対策関連

【課題】

- ・経営検討会報告書においては、令和5年で国庫補助事業（保育間伐）を終了し、その後、立木販売により搬出間伐を行う計画であった。しかし、森林作業道等の基盤整備がまだ不十分であり、また近年、県内において大型集成材工場やバイオマス発電所等が多く整備され、間伐材等（小・中径木）の需要形態が柱材等（A材）から合板・集成材等（B・C材）に変化し、木材販売の見込額がA材からB・C材の価格に変動したため、立木販売による収入確保が困難な状況にある。
- ・国は、公社等の経営改善の支援を目的に、森林整備事業の補助率の引き上げや、更新伐などの新たな補助事業を創設しており、その活用を検討する必要がある。

(3) 企業助成金による森林整備

- ・ 県と企業、森林所有者の3者が協定を結び、協働で森づくりを行う「やまがた絆の森づくり」を推進し、当機構は企業からの資金提供により森林整備を実施し、企業は山形県 CO₂ 吸収量認証制度を活用して、企業の環境保全活動等の SDGs に取り組んでいる。
- ・ 森づくりの活動フィールドとして分収林を提供することで、社員等の参加する森づくり体験活動を支援し、県民参加の森づくり活動の拡大と、県民の森林・林業への理解促進を図っている。

○「やまがた絆の森づくり」(資金提供型)

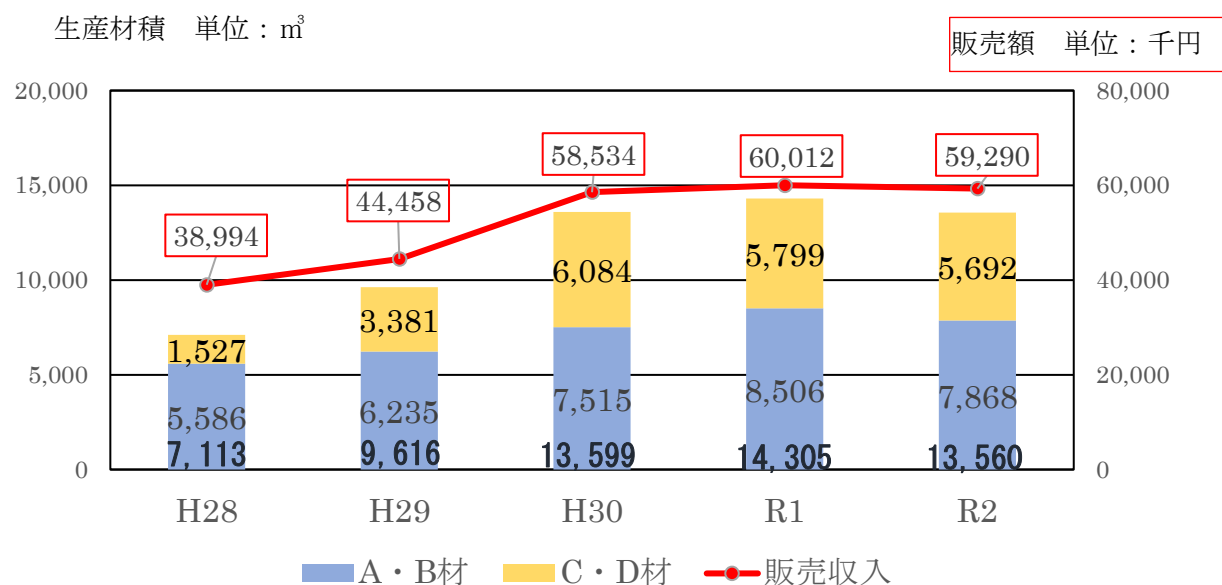
名称	協定先と助成金	契約期間等
やまぎん蔵王国定公園の森	(株)山形銀行 400 万円／年	期 間：R4 年 4 月 1 日から R12 年 3 月 31 日まで 対象林地：山形市・上山市など 14 市町村の分収林地 計 4,453.81ha
ニッサンの森 【朝日白倉】	山形日産自動車 (株)、日産プリンス山形販売(株) 110 万円／年	期 間：R3 年 4 月 1 日から R7 年 3 月 31 日まで 対象林地：朝日町、Asahi 自然観周辺の分収林地 計 136.80ha
あいおいニッセイ同和損保の森 【西川睦合】	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 100 万円／年	期 間：R4 年 4 月 1 日から R6 年 3 月 31 日まで 対象林地：西川町の分収林地 計 53.80ha
PELLET WATARAI エネルギーの森	(株)渡会電気土木 50 万円／年	期 間：R3 年 7 月 13 日から R8 年 3 月 31 日まで 対象林地：鶴岡市の分収林地 計 172.86ha
エルデックの森	(株)エルデック 75 万円／年	期 間：R3 年 7 月 13 日から R7 年 3 月 31 日まで 対象林地：酒田市の分収林地 計 247.13ha

【課題】

- ・ 森林整備のさらなる財源確保のため、企業等の理解を得ながら資金提供型の「やまがた絆の森づくり」を継続していく必要がある。
- ・ 「やまがた絆の森づくり」と併せて、森林管理により吸収された CO₂ 等の温室効果ガスの量を政府が認証・発行し、発行されたクレジットを企業等が排出削減・吸収実績として買い取る「J-クレジット制度」の活用を検討する必要がある。

(4) 木材生産

① 生産量・販売額の推移



- ・木材の生産量、販売額は、H28年度と比較するとほぼ倍増している。生産量は、林況や事業補助金の額に影響されるものの、機構の努力もあり、近年は約1万4千m³程度で推移している。
- ・近年、C・D材（木質バイオマス用材）の販売量が約4割を占めている。

【課題】

- ・当面搬出間伐を継続し、間伐材の安定生産・販売により確実な収入を確保していく必要がある。
- ・林内路網密度は、現在49m/h a（令和2年度末）となっており、木材生産の向上のため計画的な整備が必要である。
- ・分収林契約の満了時（90年）に合わせた主伐を実施すると、年間木材生産量の大幅な増大が見込まれる時期があることから、主伐林齢の一部を前倒しし、伐採量の平準化などの検討が必要である。
- ・木材の持続的・安定的供給が可能となるよう、労働力を勘案しながら、事業体の確保に向けて複数年契約などの新たな仕組みの検討が必要である。
- ・木材生産に向けて、森林資源の的確な把握及び路網配置の検討等、調査・管理業務の省力化・効率化が必要である。

(5) その他受託事業

- ・県営林管理経営受託及び(株)ジャペックスガスパイプラインの敷地保全事業等を受託し、分収林経営の安定化を図るとともに地域の雇用の確保に貢献している。今後も経営の安定化のため、県・市町村や公的機関等からの受託事業を確保していく必要がある。

5 財務状況

(1) 貸借対照表

- ・令和2年度末の貸借対照表（バランスシート）によると、固定資産のうち分収林資産は約391億円と資産合計の71%を占めている。
- ・貸借対照表上の自己資本率は基本財産（0.1億円）と特定資産（約162億円）で29%であるが、特定資産のうち特定事業資産（約161億円）は林業公社会計基準に基づき森林造成に要した補助金となっている。

分収林事業に関するバランスシート（R3.3.31現在）					単位：億円		
流動資産			0.7	流動負債		3.8	
固定資産	基本財産		0.1	固定負債			388.7
	特定資産		161.8		県借入金		226.0
		特定積立資産	0.9				
		特定事業資産	160.9				
	その他固定資産		390.9				
		分収林資産	390.9				
				県未払利子	80.0		
				公庫借入金	65.4		
				市中銀行借入金	17.3		
				正味財産		161.0	
資産の部			553.5	負債・資本の部			553.5

(2) 債務の状況

- ・公庫及び市中銀行からの借入金については、事業資金（補助残、非補助事業費）及び償還不足額に充当しているものであり、県の損失補償を受けている。
- ・市中銀行からの借入金については、公庫の高利子借入金の借り換えを行ったものであり、整理後に追加された借入金はなく、計画的な償還を行っている。
- ・県長期借入金は、事業資金及び公庫への償還財源であり、平成17年度以降無利子で借入しているが、それ以前の有利子借入期の利子（約80億円）が未払いとなっている。
- ・令和2年度末時点では、固定負債が約389億円（長期借入金約309億円、未払利子約80億円）で、内訳は公庫が約66億円、市中銀行約17億円、県が約306億円である。

- ・分収契約が終了する令和 72 年度までの返済額は 502 億円で、内訳は公庫が約 88 億円、市中銀行が約 19 億円、県が約 395 億円と推計している。

令和 4 年度以降償還額

区分	償還額（千円）			利率
	借入金	利息	計	
山形県	31,471,717	8,003,663	39,475,380	
市中銀行	1,730,942	232,715	1,963,658	1.175%
日本政策金融公庫	6,664,198	2,102,033	8,766,231	0.1～3.5%
計	39,866,857	10,338,412	50,205,269	

R 4 予算要求時長期見通し

【課題】

- ・主伐までは長期であり、現在も森林整備等のため新規借入金が必要である。引き続き県からの無利子借入金や利子助成補助金及び委託費の支援が必要である。
- ・借入金償還における利子払額が大きいため、公庫借入金や市中銀行借入金の繰上げ償還などによる利子負担の低減が必要である。
- ・利子助成補助の対象となる資金は、公庫資金の森林整備活性化資金（無利子 30 年）の併せ貸しとなる林業基盤整備資金（有利子 50 年）で、利子助成期間は森林整備活性化資金借入期間の 30 年であるため、両資金の年数差の 20 年間は利子に対する助成がなくなる。

（３）長期収支見通し

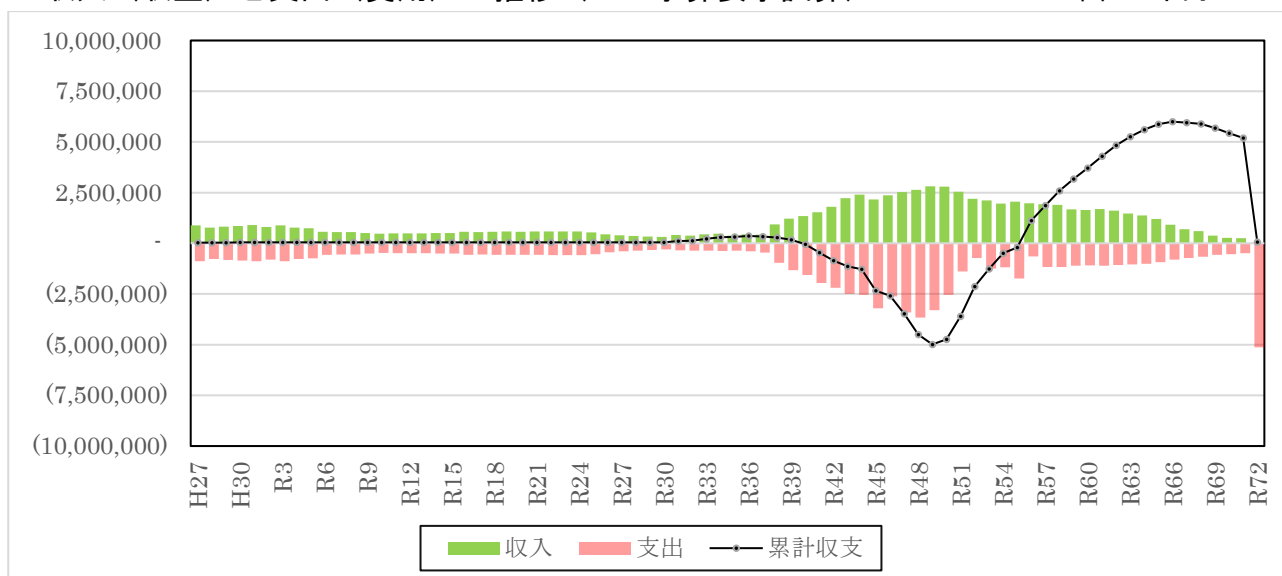
- ・長期収支見通しは、分収林の経営状態を検証する手段として定期的に作成しているもので、県や理事会に報告するとともにホームページでも一般に公開している。
- ・令和 4 年度県予算要求時の試算では、平成 27 年度から令和 72 年度末の収支はプラス 20,258 千円となっている。

単位：千円

収入（収益）		支出（費用）		収支
項目	金額	項目	金額	
1 分収林事業収入	1,328,932	1 分収林直接事業費等	1,790,352	
2 補助金収入	715,419	2 一般管理費等	4,956,040	
3 分収林販売収入	66,082,918	3 分収金支出	19,972,166	
4 借入金収入	11,721,928	4 支払利息	11,427,123	
5 受託事業収入	328,712	5 借入金返済	41,683,257	
		6 受託事業支出	328,712	
計	80,177,909	計	80,157,651	20,258

○ 収入（収益）と支出（費用）の推移（R4 予算要求試算）

単位：千円



【課題】

- ・現在の分収林販売収入は、生育モデル3区分の標準木法による収穫材積計算を基にしている。今後、収穫材積を的確に算定するためには、国の研究機関（森林総合研究所）が開発した収穫予測システムを活用することが必要である。
- ・現在の借入金及び利息の償還計画では、令和40年以降に一時的に資金不足が発生する見込みとなっている。単年度収支の平準化を図るため、伐採収益に見合った返済計画の検討が必要である。

（４）経営改善策の実施状況

① 分収契約内容の変更

- ・契約期間の延長は、長期低利資金の活用、大径材生産、さらに搬出間伐による中間収入の確保、及び針広混交林化により契約終了後の林地の公益的機能の保持を図るものであり、平成15年度から取組み、令和3年度末の進捗率は約82%を達成している。
- ・分収割合の変更については、木材価格の低迷による販売収入の減少に伴い、契約者の理解を得て分収割合を変更するもので、平成25年度から取組み、令和3年度末の進捗率は約47%となっている。

区 分	対象面積 (ha)	R3 まで実績 (ha)	進捗率 (%)	備 考
契約期間延長	15,609	12,854	82	50～70年→90年間
分収割合変更	15,233	7,172	47	6:4 → 7:3

【課題】

- ・契約期間の延長については、おおむね全ての土地所有者との協議を行ったものの、未同意の林分については、分収育林契約など伐期の迫ったものを重点に早急に協議を続けていく必要がある。また、契約延長の同意が得られない林分については、契約期間を考慮して主伐を検討していく必要がある。

- ・分収割合の変更については、経営改善策の重点項目として、今後も計画的に取り組んでいく必要がある。しかし、地区管理の市町村有林や共有林、個人有林等において、近年林業経営意欲の低下に伴い、所有者の相続未了や不在村化が増加しており、変更協議の支障となる場合もある。

② 不成績造林地の解除

- ・林野庁は、分収林契約適正化事業を活用し、各県公社等が契約地の収益性調査を行い、収益が見込めない不成績造林地を把握し、不成績造林地の解除と公庫借入金の繰上げ償還により経営の安定化を推進している。
- ・当機構においても、平成 25～29 年度に同事業を実施し、不成績造林地の候補として 621ha を抽出し、このうち平成 30 年度に 4 件、約 4ha の解除を行い、利子負担の軽減を図った。
- ・今後も現地を精査するとともに、関係者の理解を得ながら不成績造林地の解除に取り組む必要がある。

○ 不成績造林地

単位：h a

調査対象面積 (ha)	抽出された候補地 (ha)			備 考
	生育不良	路網不備	計	
15,623	447	174	621	3.9%

【課題】

- ・不成績造林地の解除にあたっては、周辺の森林との共同施業の可能性や、将来の路網配備計画及び木材搬出の可能性等を勘案し、林分毎に精査が必要である。
- ・解除による公庫への繰上げ償還について、財源の確保が必要である。

Ⅲ 基本方針及び重点事項

【基本方針】

不断の経営改善による健全で安定的な分収林経営の推進

- ・ 森林整備の推進と県産木材の持続的・安定的供給

健全で安定的な分収林経営

- ・ 森林整備の推進
- ・ 県産木材の持続的・安定的供給

やまがた森林ノミクスの加速化

- ・ 資源循環利用の推進
- ・ 農山村地域の活性化
- ・ 森林の公益的機能の持続的発揮
- ・ 林業労働力の安定的確保 など

SDGsの達成に貢献



【重 点 事 項】

- 1 森林整備の推進
 - ・ 長伐期非皆伐施業による公益的機能の持続的な発揮
 - ・ 計画的な森林整備の推進
- 2 県産木材の持続的・安定的供給
 - ・ 間伐材の安定生産・販売
 - ・ 伐採材積の平準化
 - ・ 事業効率化
 - ・ 有利販売の推進
 - ・ バイオマス材等積極的販売
 - ・ 安定的な受託事業者の確保
 - ・ I C T技術を活用したスマート林業の推進
 - ・ 木材生産コスト低減のための路網整備
- 3 組織体制の充実
 - ・ 木材生産規模に合った職員数の確保
 - ・ 森林・林業技術の向上と技術者の育成
- 4 健全な分収林経営（経営改善の継続・拡充）
 - ・ 分収林契約の変更協議の継続実施（契約期間延長及び分収割合変更協議）
 - ・ 国庫補助事業活用による経営改善
 - ・ 公庫借入金の継続及び支払利息の低減
 - ・ 伐採収入に見合った借入金返済計画の検討
 - ・ 事業年度及び県長期借入金の償還期間短縮
 - ・ 企業助成金等による森林整備
 - ・ 受託事業の実施
 - ・ 分収林事業の情報公開

IV 具体的な取組み

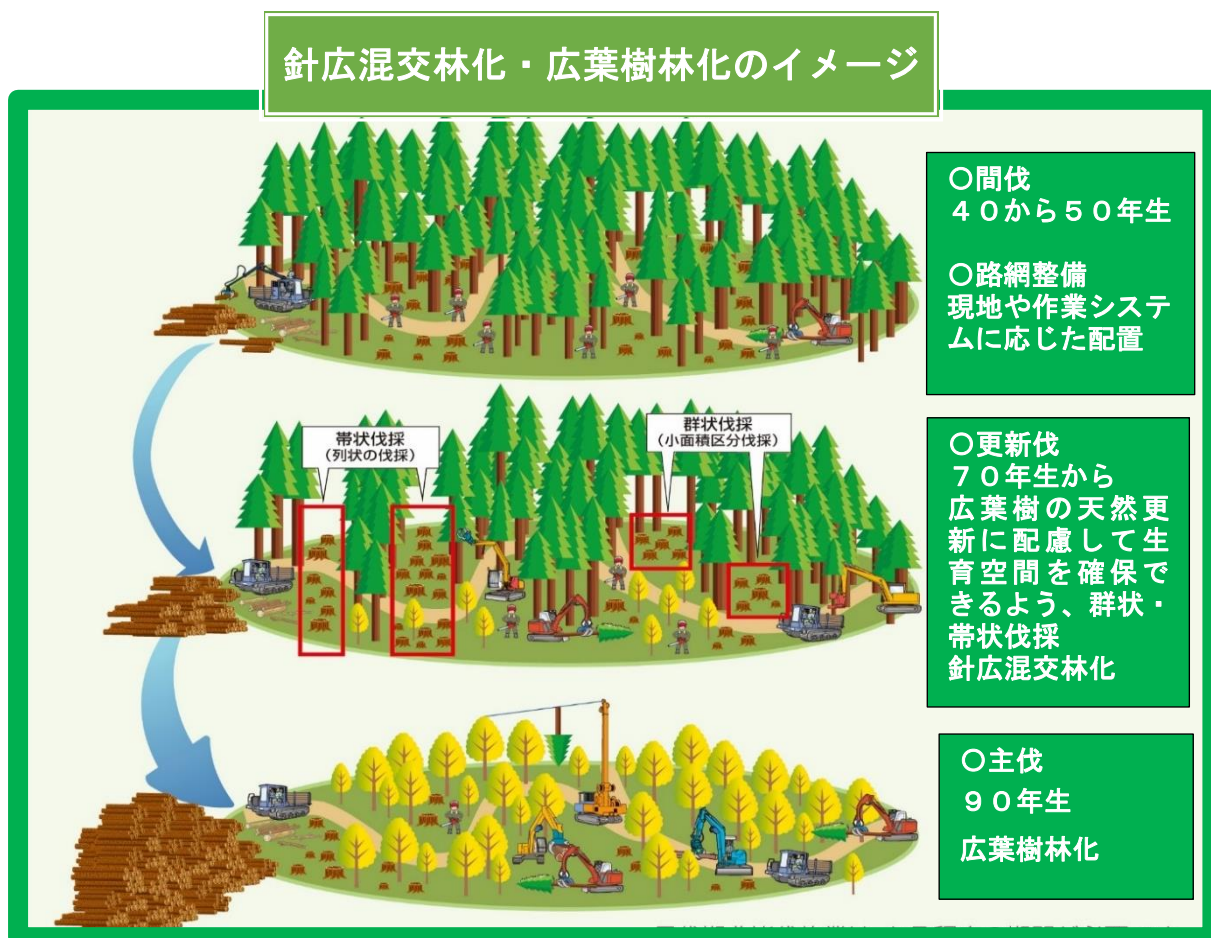
1 森林整備の推進



(1) 長伐期非皆伐施業による公益的機能の持続的発揮

① 目標林型の見直し（針広混交林化・広葉樹林化）

- ・従来からの長伐期施業による生産量の確保に加えて、計画的に間伐・更新伐を行うことで、林内に高木性の広葉樹が生育できる環境を整え、主伐までに上層スギ・下層広葉樹の針広混交林に誘導し、森林の有する公益的機能の持続的発揮を図る。
- ・間伐施業は、下層木の刈払いを最小限にとどめ、高木性の広葉樹の生育を促す。
- ・更新伐施業（人工林整理伐）は、広葉樹の天然更新に配慮して生育空間を確保できるよう、樹高の2倍程度の幅の群状や帯状の伐採を行う。なお、施業の実施にあたっては、森林計画制度に基づき、市町村の理解を得ながら実施する。
- ・主伐後には、広葉樹林化（高木性の広葉樹が更新している状態）を目指し、森林の有する公益的機能の急激な低下を回避する。



② 新たな施業体系

- ・生育区分をこれまでの3区分から、現地調査（平成25年度から28年度に行った分収林契約適正化事業の調査結果）による地位判定に基づいた4区分（A：上、B：中、C：下、D：下未満）とする。
- ・生育区分毎に、伐採の時期や回数及び施業種を改めた新施業体系を設定し、森林総合研究所のソフト（フォーカス・伐出見積もりシステム）を活用して将来の収穫材積をシミュレーションし、長期収支計画に活用する。
- ・施業体系については、搬出間伐を原則4回から1回とし、また、広葉樹の導入を促進し更新を確実にするために更新伐を1回とする施業体系に変更する。

【施業体系】

新					旧（参考）			
伐採林齢	生育区分				伐採林齢	生育区分		
	A	B	C	D		A	B	C
～35年生	保育間伐（対象林齢引上げ）				～25年生	保育間伐		
40～50年生	搬出間伐				40年生	搬出間伐		
					50年生	搬出間伐		
					65年生	搬出間伐		
70年生	更新伐				80年生	搬出間伐		
80～90年生	主伐				90年生	主伐		

＊上記の施業体系を標準とし、現地の状況によっては別途必要な施業を検討する。

（２） 計画的な森林整備の推進

- ・国庫補助事業の継続により、搬出間伐などによる適切な森林整備を推進する。
- ・更新伐・主伐に向けて効率的な木材生産を行うため、林況に応じて林内路網密度は原則100m/haを目標として計画的に基盤整備を行う。



2 県産木材の持続的・安定的供給



(1) 間伐材の安定生産・販売

- ・林道・作業道等の基盤整備の現状や木材需要の変化から、間伐材の立木販売による木材生産から委託による素材生産販売を行うこととし、間伐材の持続的・安定的生産を図る。
- ・素材生産販売は、国庫補助事業を最大限活用して経費の負担軽減を図りながら収益を確保し、経営の安定化を図る。
- ・間伐材の計画的生産・安定供給により雇用の安定と地域経済の活性化を目指す。



(2) 伐採材積の平準化

- ・林齢 70 年生を基準として新たに更新伐を導入し、森林資源の循環利用を促進するとともに、伐採材積が多い時期については、主伐の一部を前倒して、各年度の伐採材積の平準化を図る。

(3) 事業効率化

- ・林地の状況に応じて列状間伐の実施や、搬出路網の適切な配置と高性能林業機械等を使用した効率的な作業システムにより生産性の向上を図る。
- ・分収林と周辺林地の一体的な森林整備（ロット拡大）が可能な林地については、関係者の同意を得ながら積極的に取組み、木材生産量の増大と併せて、地域全体としての公益的機能の維持増進を図る。

(4) 有利販売の推進

- ・プロポーザル方式による販売提案方式や複数年契約方式の入札などを状況に応じて導入し、有利販売による収入確保を図る。
- ・多様化する木材の需要の変化に応じて、有利な採材方法の検討と販売先の確保により、木材価格の変動に応じた有利販売に努める。

(5) バイオマス材等積極的販売

- ・木質バイオマス発電施設の稼働により燃料用材の需要が増大しており、間伐時に副産物として発生する林地残材等について、積極的に販売を進め収益の確保に努めるとともに、化石燃料の代替によるカーボンニュートラルに貢献する。

(6) 安定的な受託事業者の確保

- ・計画的な森林整備・木材生産を行うため、年度毎の事業量・箇所など森林整備計画の公表や林業事業体向けの説明会等を開催する。
- ・複数年契約等により、林業事業体が計画的に労働力の確保を図りながら、木材を安定的に供給できるような体制づくりを行う。

(7) ICT技術を活用したスマート林業の推進*

- ・ドローンによる撮影や地上レーザー等の導入による森林資源量の的確な把握、及び路網配置の検討や現場管理等での活用など、ICT技術を積極的に導入し、調査・管理業務等の省力化を図るとともに、デジタルデータを蓄積し、経営管理の効率化を図っていく。



*スマート林業：地理空間情報やICT等の先端技術を駆使し、生産性や安全性の飛躍的な向上、需要に応じた高度な木材生産を可能とする林業

(8) 木材生産コスト低減のための路網整備

- ・低コストで効率的・安定的な木材生産のため、分収林地周辺の森林所有者及び林業経営者と連携して路網整備を行うとともに、機構単独では整備できない林道や林業専用道などの基幹道整備について、他の林業経営者等と連携して県や市町村に働きかけていく。

3 組織体制の充実



(1) 木材生産規模に合った職員数の確保

- ・木材の持続的・安定的供給に向けて、今後の間伐、主伐（更新伐含む）の木材生産量の規模に見合った専門的知識・技術を有する職員を育成・確保していく。

(2) 森林・林業技術の向上と技術者の育成

- ・職員の資質向上のため、技術士、林業技士、森林情報士等の森林・林業に関する技術資格の取得を目指す。
- ・国・県等が主催する各種技術研修会等に積極的に参加し技術力向上を図る。

4 健全な分収林経営（経営改善の継続・拡充）



（１） 分収林契約の変更協議の継続実施（契約期間延長及び分収割合変更）

① 契約期間の延長 [収穫材積の増大]

- ・木材生産量の増大による収益性向上や森林の有する公益的機能の持続的な発揮のため、同意の得られていない森林について引続き取組む。
- ・同意が得られていない森林については、契約期限の迫った契約から重点的に協議を行う。

② 分収割合の変更 [収益性改善]

- ・分収林経営の現状等について、契約者へ丁寧に説明し理解を得ながら計画的に協議を進める。また、計画的に進めるにあたって、ロードマップ等を作成し体系的に実施する。

③ 契約情報更新

- ・契約が長期になり契約者（土地所有者）が変更となる事例が多いため、森林整備や分収金支払いに支障が出ないように、契約期間延長や分収割合変更協議の際、及び森林整備事業実施の際など、契約者と直接話し合いを行い、機構で整理している契約情報の更新を図る。
- ・ホームページや情報誌で分収林契約の権利継承と土地情報の更新を働きかける。

（２） 国庫補助事業活用による経営改善

- ・木材生産と併せて、森林の有する公益的機能の持続的な発揮を目的とした森林整備や路網整備にあたっては、継続性のある森林環境保全整備事業（国庫補助事業）を活用する。

（３） 公庫借入金の継続及び支払利息の低減

① 補助残資金についての公庫資金の借入

- ・搬出間伐や更新伐等の国庫補助事業の実施にあたって必要となる補助残資金については、引続き公庫資金を活用する。

② 不成績造林地の契約解除と公庫資金の繰上げ償還

- ・不成績造林地については、周辺森林との共同施業の可能性や路網計画等を考慮するとともに、契約者への説明と理解を得ながら計画的に解除を進める。
- ・契約解除に伴う繰上げ償還を行うには償還財源の確保が必要となる場合もあるため、国・県に対して財源措置を要望していく。

③ 利子補給補助対象資金の拡充

- ・有利子の公庫借入金である林業基盤整備資金に対する利子補給期間の延長（30年から50年）や市中銀行の借入金を利子補給の対象とすることなどを国・県に対して要望していく。

(4) 伐採収入に見合った借入金返済計画の検討

- ・現在、借入金及び利息の償還計画では、令和 40 年度以降に償還の資金が一時的に不足する時期が発生する見込みのため、伐採の収入に見合った償還（繰上げ・繰下げ償還）計画とする。

(5) 事業年度及び県長期借入金の償還期間の短縮

- ・管理・運営費を削減するため、令和 72 年度を最終年度としていた現計画から 5 年間短縮し、令和 67 年度を最終事業年度とする。
- ・事業期間短縮により、令和 63 年度～令和 67 年度の伐採量を平準化し、木材の安定供給を図るとともに、管理費の平準化及び削減を図る。
- ・併せて、県長期借入金の償還期間も短縮することにより、県長期借入金の早期返済を図る。

(6) 企業助成金等による森林整備

① やまがた絆の森づくり

- ・企業助成金の活用による条件不利地での森林整備の推進や、企業の SDGs の取り組みなどをサポートし、森林の有する公益的機能の高度発揮を図る。
- ・引き続き県と連携し、やまがた絆の森づくりによる企業助成金の確保や拡大に努めていく。

② J-クレジット制度の運用の検討

- ・森林整備による CO₂ 吸収量を販売する「J-クレジット制度」の活用について他県公社の取り組みなどの情報を得ながら検討を進めていく。

(7) 受託事業の実施

- ・機構が有する森林整備に係る技術力を活かして、県営林管理経営事業や森林整備に関する調査・測量等の受託等を継続して行い、管理・運営体制（人的体制など）の円滑化を図る。
- ・県営林に加えて、市町村有林の経営管理や、森林経営制度に基づき市町村自らが公的な管理を行う森林について、針広混交林化等施業の受委託、及び分収林周辺と一体的な整備が可能な森林の施業の受託なども、検討していく。

(8) 分収林事業の情報公開

- ・ホームページを適宜更新し、分収林経営の状況や経営改善の状況など、適切に情報公開を行うとともに、県産木材の安定供給・森林の有する公益的機能の高度発揮・やまがた森林ノミクスの加速化など、広く県民の理解を得られるよう情報公開の充実を図る。

V 事業計画（R4～R13）

【森林整備】

	期間	前期(R4～R8)					
	年度	R4	R5	R6	R7	R8	計
事業種	保育間伐 ha	10	10	10	10	10	50
	搬出間伐 ha	230	230	230	230	230	1,150
	森林作業道 m	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	115,000

	期間	後期(R9～R13)						合計
	年度	R9	R10	R11	R12	R13	計	
事業種	保育間伐 ha	10	10	10	10	10	50	100
	搬出間伐 ha	230	230	230	230	230	1,150	2,300
	森林作業道 m	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	115,000	230,000

【路網密度】

単位：m/ha

目標	R2末	前期(R8末)	後期(R13末)
100	49	57	64

対象面積 14,994 ha

VI 長期収支の試算

1 長期収支

(1) 試算期間

- ・平成 27 年度から令和 67 年度まで

(2) 試算の考え方

- ・分収林長期経営計画（経営改革プラン）策定に伴い長期収支を再試算した。
 - ・令和 67 年度までとなる長期の見通しであるため、木材価格・労務単価・補助制度等の因子に大きく影響されるが、現在の諸条件が継続すると仮定して算定する（平成 27 年度から令和 2 年度までは実績の値。令和 3・4 年度は県予算）。
- （長期収支は県と調整しながら林業情勢の変化を考慮し、適宜修正する）

(3) 長期収支試算結果と項目

単位：千円

区分	項目	金額	備考
収入	1 分収林事業収入（森林整備補助金）	8,699,979	
	2 補助金収入（利子補給補助金）	646,048	
	3 分収林販売収入	74,048,403	
	4 借入金収入	13,870,606	
	5 受託事業収入	2,564,204	
	計	99,829,240	
支出	1 分収林直接事業費	15,172,465	
	2 一般管理費	4,919,312	
	3 分収金支出	19,258,164	
	4 支払利息	11,669,489	
	5 借入金返済	43,831,936	
	6 受託事業支出	2,564,204	
	計	97,415,570	
収支		2,413,670	A
H 2 6 までの収支累計		40,500	B
収支計		2,454,170	A+B

(4) 長期収支の課題と着実な経営改革に向けて

- ・試算の結果、最終収益は 2,454 百万円となるが、木材価格・労務単価・補助制度等の変動や改定に大きく影響され、収支見通しも変動することが想定される。
- ・今後、I C T 技術や高性能林業機械等の開発や技術進歩により、生産費の低減や労働生産性の向上等も期待される。
- ・引き続き徹底したコスト削減と、有利な補助制度等の活用を図るため、国・県に対して森林整備事業予算の確保について要望していく。
- ・県が分収林事業を支援するために負担する、利子補給及び無利子貸付金に対する特別交付税措置率の引き上げなどを国に要望していく。